

「盗難通帳による払出しおよび口座不正利用への対応」の調査結果

「盗難通帳による払出し」や「振り込め詐欺等による口座不正利用」の犯罪が社会問題化し、金融機関における預金口座管理のあり方が注目されていることから、本会では信用金庫業界の「盗難通帳による払出し件数・金額」および「口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況」を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2024 年 9 月末時点
-------------	----------------------

1. 盗難通帳等による払出し件数・金額等（注1）

【2022 年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客	
	件数（件）	金額（万円）
2022 年度	10	818
2022 年 4 月～ 6 月末	4	217
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	2	223
2023 年 1 月～ 3 月末	4	378
2023 年度	5	1,098
2023 年 4 月～ 6 月末	3	548
7 月～ 9 月末	1	50
10 月～12 月末	0	0
2024 年 1 月～ 3 月末	1	500
2024 年度	2	71
2024 年 4 月～ 6 月末	1	50
7 月～ 9 月末	1	21

※盗難通帳等による払出しにかかる補償件数等について

【2022年度～】

顧客からの申出時期	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2022年度	6	4	66.7%
2022年 4月～6月末	2	1	50.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	1	1	100.0%
2023年 1月～3月末	3	2	66.7%
2023年度	4	3	75.0%
2023年 4月～6月末	2	1	50.0%
7月～9月末	1	1	100.0%
10月～12月末	0	0	—
2024年 1月～3月末	1	1	100.0%
2024年度	1	1	100.0%
2024年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	0	0	—

(注1) 「盗難通帳等による払出し」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」との申出があり、実際に預金が払い出されているもの。

(注2) 「申出時期」とは、お客さまより「盗難通帳により払い出された」と申出があった時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

2. 口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約の状況（注1）（注2）

	利用停止（件）	強制解約等（件） （注3）	合計（件） （注4）
2022年度	1,464	919（741）	1,642
2022年 4月～6月末	348	268（221）	395
7月～9月末	381	209（171）	419
10月～12月末	384	245（183）	446
2023年 1月～3月末	351	197（166）	382
2023年度	1,985	1,290（867）	2,408
2023年 4月～6月末	410	311（179）	542
7月～9月末	504	302（178）	628
10月～12月末	500	309（251）	558
2024年 1月～3月末	571	368（259）	680
2024年度	1,366	843（677）	1,532
2024年 4月～6月末	704	389（306）	787
7月～9月末	662	454（371）	745

（注1）「口座不正利用」とは、「ヤミ金融業者の返済金振込口座（出資法違反等）」、「サイト利用代金等の債権を譲り受けたと偽って架空の代金請求をする際の代金振込口座（詐欺）」、「いわゆる「オレオレ詐欺」における振込口座（詐欺）」等、法令や公序良俗に違反する行為に金融機関の預金口座が利用されること。

（注2）件数は、原則として口座単位。

（注3）「強制解約等」欄のカッコ内は、強制解約をした件数のうち、当該期間を含め、既に口座利用停止措置を講じていた口座についてその後、強制解約に至った件数。

（注4）「合計」は、「利用停止件数」＋「強制解約等件数」－「既口座利用停止件数（「強制解約等」欄のカッコ内）」により算出。

以 上

「偽造キャッシュカードによる預金払出し等」に関する調査結果（注1）

偽造キャッシュカードによる預金の払出し等（キャッシュカードの磁気記録情報を読み取った第三者が偽造カードを複製・使用するもの）の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2024 年 9 月末時点
-------------	----------------------

【2022 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2022 年度	1	440
2022 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	0	0
2023 年 1 月～ 3 月末	1	440
2023 年度	1	60
2023 年 4 月～ 6 月末	1	60
7 月～ 9 月末	0	0
10 月～12 月末	0	0
2024 年 1 月～ 3 月末	0	0
2024 年度	0	0
2024 年 4 月～ 6 月末	0	0
7 月～ 9 月末	0	0

※偽造キャッシュカードによる預金払出しにかかる補償件数等について
【2022年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2022年度	1	1	100.0%
2022年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—
2023年 1月～3月末	1	1	100.0%
2023年度	1	1	100.0%
2023年 4月～6月末	1	1	100.0%
7月～9月末	0	0	—
10月～12月末	0	0	—
2024年 1月～3月末	0	0	—
2024年度	0	0	—
2024年 4月～6月末	0	0	—
7月～9月末	0	0	—

(注1) アンケート結果は、自金庫のお客さま（預金者）から申出があり、ジャーナルを確認した結果、偽造キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは偽造カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをカウント。

以下の理由があった場合には、判明した以降の調査時点で修正。

- ①追加の被害が判明、または偽造キャッシュカードによる被害ではないと判明した場合
- ②被害が別途計上されていたものを預金名義人単位で名寄せした場合 等

(注2) 「期間」とは、偽造キャッシュカードによる預金等引出しが発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。

以 上

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる 預金の不正引出し等に関する調査結果

インターネット・バンキングおよび盗難キャッシュカードによる預金の不正引出し等の被害が社会問題化していることから、本会では、信用金庫業界における実態を調査し、その結果を次のとおりまとめましたので、お知らせいたします。

調査対象：254 金庫	調査基準時期：2024 年 9 月末時点
-------------	----------------------

1. インターネット・バンキングによる預金引出しについて（注1）

【2022 年度～】

期 間	個人顧客	
	件数（件）	金額（千円）
2022 年度	12	26,215
2022 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	3 (0)	792 (0)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	2 (0)	10,450 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	2 (0)	890 (0)
2023 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	5 (1)	14,083 (500)
2023 年度	46	164,393
2023 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	5 (1)	9,541 (450)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	11 (0)	24,950 (0)
10 月～12 月末 （二次送金等被害（注4））	19 (1)	41,678 (500)
2024 年 1 月～ 3 月末 （二次送金等被害（注4））	11 (0)	88,224 (0)
2024 年度	46	179,028
2024 年 4 月～ 6 月末 （二次送金等被害（注4））	20 (4)	103,541 (20,577)
7 月～ 9 月末 （二次送金等被害（注4））	26 (3)	75,487 (14,655)

※インターネット・バンキングによる預金引出しにかかる補償件数等について
【2022年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数 (件)	②うち補償件数 (件)	補償率 ②÷①
2022年度	11	8	72.7%
2022年 4月～6月末	3	3	100.0%
7月～9月末	2	2	100.0%
10月～12月末	2	1	50.0%
2023年 1月～3月末	4	2	50.0%
2023年度	40	12	30.0%
2023年 4月～6月末	5	2	40.0%
7月～9月末	10	2	20.0%
10月～12月末	16	7	43.8%
2024年 1月～3月末	9	1	11.1%
2024年度	33	8	24.2%
2024年 4月～6月末	18	6	33.3%
7月～9月末	15	2	13.3%

(注1) 対象となる「インターネット・バンキングによる預金引出し」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、その時点で当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動されている等、本人以外による預金の不正な払戻しが発生しており、不正な資金移動後、実際に不正利用者により預金が払い出されたケースをカウント。

(注2) 「期間」とは、当該事案について、不正な資金移動が発生した時期。

(注3) 「件数」は、原則として預金者名義人単位。

2. 盗難キャッシュカードによる預金引出し等について（注1）

【2022年度～】

期 間（注2）	個人顧客	
	件数（件）（注3）	金額（千円）
2022年度	228	149,290
2022年 4月～6月末	53	31,997
7月～9月末	66	43,573
10月～12月末	58	36,254
2023年 1月～3月末	51	37,466
2023年度	166	112,963
2023年 4月～6月末	39	39,374
7月～9月末	42	21,427
10月～12月末	44	32,195
2024年 1月～3月末	41	19,967
2024年度	90	55,325
2024年 4月～6月末	46	27,788
7月～9月末	44	27,537

※盗難キャッシュカードによる預金の引き出しにかかる補償件数等について（注4）

【2022年度～】

期 間	個人顧客		
	①対応方針決定済 件数（件）	②うち補償件数 （件）	補償率 ②÷①
2022年度	208	102	49.0%
2022年 4月～6月末	47	21	44.7%
7月～9月末	63	30	47.6%
10月～12月末	53	31	58.5%
2023年 1月～3月末	45	20	44.4%
2023年度	145	76	52.4%
2023年 4月～6月末	31	17	54.8%
7月～9月末	37	25	67.6%
10月～12月末	39	19	48.7%
2024年 1月～3月末	38	15	39.5%
2024年度	77	40	51.9%
2024年 4月～6月末	42	20	47.6%
7月～9月末	35	20	57.1%

（注1）対象となる「盗難キャッシュカードによる預金引出し等」とは、自金庫の預金者等からの申し出があり、ジャーナル等を確認した結果、盗難キャッシュカードによる預金引出しである可能性が高い、もしくは盗難カードによるローンの借入れである可能性が高いと判断できたケースをいう。なお、紛失キャッシュカードによる預金引出し等は除くので留意する。

（注2） 「期間」とは、盗難キャッシュカードにより預金引出し等が発生した時期。

（注3） 「件数」は、原則、預金者名義人単位の件数。

（注4） 補償対象外となった案件には、事故発生後に顧客から申請が取り下げられた場合や家族による引き出しであることが判明した場合なども含まれている。

以 上